

# 国税を滞納すると…



国税を一時に納付することができないときは、税務署で納付相談を受けています。納付相談では、事業の状況や資金・財産の状況などをお伺いします。納付も相談もない場合には、次のような手続で滞納処分を行うこととなります。



## 督促状送付

※ 納期限を過ぎても納付がない場合、督促状が送付されます。



督促状を送付しても納付されず、相談もない場合は…



## 財産調査

※ 金融機関や取引先などに対し財産の調査を行います。  
※ 財産調査の一環として、徴収職員が居宅や事務所などの捜索を行う場合があります。



納付の相談がない、やむを得ない事情なく納付の約束が守られないなど  
納付の意思が認められないような場合は…



## 財産差押え

※ 動産（貴金属等）、債権（売掛金・預金等）、不動産などの財産の差押えを行います。



## 取立て・公売

※ 差し押された債権の取立てを行います。  
※ 動産や不動産等は、入札等による公売を行います。



## 滞納国税に充当

※ 取り立てた債権や公売による売却代金を滞納国税に充てます。

**国税を納期限までに納付することができない場合には、お早目に所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。**

※ 国税を一時に納付することができない納税者の方で、法令の要件に該当する場合には、猶予制度の適用があります（表面参照）。